

第十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

資産の部計 一五二、二五四、一〇一

負債及び正味財産の部 (単位・円)

負債の部計 四一三、五二六

正味財産の部計 一五一、八四〇、五七五

負債及び正味財産の部計 一五二、二五四、一〇一

令和八年六月十八日

大阪府吹田市山田西二丁目一六番五号ハイ

ツオークラ一〇三号

特定非営利活動法人Wii

代表理事 水谷 充規

第五十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産 三三三、六二五

資産の部合計 三三三、六二五

負債及び純資産の部 六二、八三九

流動負債 一五

固定負債 三三〇、七七〇

株主資本 二〇、〇〇〇

資本金 三〇〇、七七〇

利益剰余金 五、〇〇〇

利益準備金 二九五、七七〇

その他利益剰余金 (うち当期純利益) (五一、八一九)

負債及び純資産の部合計 三三三、六二五

令和八年五月二十八日

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号マルイト

難波ビル 浅沼建物株式会社

代表取締役社長 浅沼 章之

第百五十四期決算公告

二〇二六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産 一、一二一、四九〇

固定資産 二、四三九、五七六

有形固定資産 二、〇九一、八七〇

無形固定資産 四一、二一八

投資その他の資産 三〇六、四八八

合計 三、五六一、〇六六

負債及び純資産の部

流動負債 七八二、三八九

固定負債 一、四三五、一四三

株主資本 一、三四三、五三四

資本金 五〇、〇〇〇

利益剰余金 一、二九五、五七八

利益準備金 一二、五〇〇

その他利益剰余金 一、二八三、〇七八

(当期純利益) (二四二、六〇四)

自己株式 二、〇四四

合計 三、五六一、〇六六

二〇二六年六月十八日

愛媛県宇和島市錦町三番二二号

宇和島自動車株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道奥尻郡奥尻町字奥尻三四五番地、

最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 佐々木 興市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

北海道檜山郡江差町字中歌町一九九番地五

相続財産清算人 弁護士 川口 智博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道久遠郡せたな町大成区上浦一八九

番地三、最後の住所北海道久遠郡せたな町上

浦一八九番地三 被相続人 亡 小嶋 行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

北海道檜山郡江差町字中歌町一九九番地五

相続財産清算人 弁護士 川口 智博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市大街道二丁目六番地八、最

後の住所札幌市豊平区平岸一条一丁目六番一

五号 被相続人 亡 藤井 信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年六月十八日

札幌市中央区南一条西六丁目札幌あおばじ

ル七階弁護士法人北空札幌ヘッドオフィス

相続財産清算人 弁護士 柴垣 結華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市ゆめみ野南町二番地八、最

後の住所北海道江別市ゆめみ野南町二番地の

八 被相続人 亡 澤田 龍司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

札幌市中央区南一条西十四丁目ワフスわた

なべビル七階 三木 佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 迅生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市富田一丁目六九番地一〇、

最後の住所青森県青森市大字原別字下海原三

五番地二 住宅型有料老人ホーム幸の里

被相続人 亡 川村 純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

青森県青森市安方二丁目一七一一九 アソ

ルティ青森ビル四階 高木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高木隆之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市田沢字木曾内一五番地、最

後の住所福島県福島市飯野町大久保字古枝四

番地の一 特別養護老人ホーム飯野ふるさと

村 被相続人 亡 丹治 静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

令和八年六月十八日
福島県福島市松木町一〇番一九号 弁護士
法人新開法律事務所
相続財産清算人 弁護士 新開 文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下野市上古山二一四八番地一四、

最後の住所栃木県下野市上古山一一七四番地

特別養護老人ホームいしばし 被相続人 亡 貝賀 君代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

栃木県小山市駅東通り三丁目三三番地一一

相続財産清算人 弁護士 小野民樹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県白岡市千駄野八四七番地一、最後

の住所埼玉県白岡市千駄野八五二番地一

被相続人 亡 岩上知佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三一七一一二

一 高砂武蔵ビル五〇二町田知啓法律事務所

相続財産清算人 弁護士 町田 知啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区青葉区あざみ野二丁目三

三番地三、最後の住所千葉県船橋市南三咲二

丁目二五番一八号 被相続人 亡 田丸 洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十八日

事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一

三号大塚ビル五階 牧野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平澤 梨奈